

平成 3 1 年

第 1 回西秋川衛生組合議会定例会

会 議 録

平成 3 1 年 2 月

西 秋 川 衛 生 組 合

平成31年第1回西秋川衛生組合議会
定 例 会

2月21日（木曜日）

出席議員（12名）

1 番 合川 哲夫議員	2 番 松本ゆき子議員
3 番 田中千代子議員	5 番 ひはら省吾議員
6 番 中嶋 博幸議員	7 番 田村みさ子議員
8 番 濱中 映慈議員	9 番 縄井貴代子議員
10 番 峰岸 茂議員	12 番 清水 明議員
13 番 宮野 亨議員	14 番 石田 芳英議員

欠席議員（1名）

11 番 山口 和彦議員

出席説明員

管 理 者	澤井 敏和君
副管理者	橋本 聖二君
副管理者	坂本 義次君
副管理者	河村 文夫君
あきる野市環境経済部生活環境課長	内倉 厚君
日の出町生活安全安心課長	濱中 修君
檜原村産業環境課長	久保嶋光浩君
奥多摩町住民課長	原島 滋隆君

事務局出席説明員

事務局長	古山 尚志君
事務局次長	森田 昭君
庶務係長	乙訓 茂君

平成31年第1回西秋川衛生組合議会定例会議事日程

平成31年2月21日（木）午前9時30分開議

日 程	番 号	件 名
日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4	専決第 1号	専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認について
日程第 5	議案第 1号	平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更について
日程第 6	議案第 2号	平成30年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第 3号	平成31年度西秋川衛生組合構成市町村負担金について
日程第 8	議案第 4号	平成31年度西秋川衛生組合会計予算

午前 9 時 30 分 開会・開議

○議長（田中千代子議員） 皆さんおはようございます。平成 31 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶申し上げます。

早いもので 1 月もあつと言う間に終わりました 2 月の後半を迎えております。議員の皆様には各市町村での議会対応、大変お忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

ことしも議事運営につきましては特段の御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本日の定例会に提出される諸議案につきましては、後ほど管理者から説明がございますが、議員各位におかれましては円滑に議事が進められるよう、御審議いただきたくお願い申し上げます。

また、本定例会終了後、議員全員協議会を開催いたしますのであわせてお願い申し上げます。挨拶とさせていただきます。

本日、山口和彦議員より欠席の届出がありましたので御報告いたします。

ただいまの出席議員数は 12 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりでありますので、朗読は省略いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は西秋川衛生組合議会会議規則第 79 条の規定により、議長において、12 番清水明議員、13 番宮野亨議員を指名いたします。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第 2、会期の決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日といたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日と決定いたしました。

◇

○議長（田中千代子議員） 日程第3、諸般の報告をいたします。

議長としての報告を行います。管理者から付議された案件は専決1件、議案第1号から議案第4号までの4件でございます。

また、関係議案の資料につきましても配付のとおりであります。

◇

○議長（田中千代子議員） 次に管理者から発言の申し出がありますので、許可いたします。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） 改めて皆さんおはようございます。

平成31年第1回西秋川衛生組合議会定例会を開催するに当たりまして一言御挨拶を申し上げたいと思います。

暦の上では春というのが、きのうは何か初夏の最初のころの日よりだったということで、寒かったり暑かったりということで、議員の皆さん方にも体には十分ご留意を願っていただければありがたいなと思っております。

本日は御多忙中の中、本定例会に御参集を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の案件ですが、職員の給与に関する条例改正の報告及び承認並びに平成31年の会計予算をはじめとする議案4件、今議長からありましたように4件を御審議お願いしているところでございます。

内容につきましては順次説明させていただきますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

さて、29年1月に現場に着手をいたしました汚泥再生センターの整備工事も外構工事及び旧し尿処理施設の解体工事の完了をもって終了いたしますが、現在両工事とも最終工程の作業に入っているところでございます。

また、昨年10月には供用開始をした新し尿処理施設も順調に稼働しており、処理工程で発生する汚泥も資源化設備で助燃材化して計画どおり高尾処理センターの熱回収施設で適切に処理をされておるところでございます。

ただいま御報告いたしましたとおり、来月には予定した全ての工事が完了いたしますが、旧施設の解体跡地の財産処分など、組合議会へお諮りする案件が多々ござ

いますので、引き続きよろしくお願いを申し上げたいと思います。

簡単でございますが、近況報告及び挨拶とさせていただきます。

貴重なお時間をいただきまして本当にありがとうございました。



○議長（田中千代子議員） 日程第 4、専決第 1 号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました専決第 1 号について御説明申し上げます。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市職員の給与改定に準じ、規定を整備する必要が生じたため、平成 30 年 11 月 30 日付をもって専決処分をいたしましたので御報告を申し上げ、承認を求めるものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

議案書をごらんください。

専決第 1 号議案書の裏面が専決処分書になります。その右頁が具体的な改正条文となっております。

本件につきましては、東京都人事委員会の勧告に伴う、あきる野市の職員の給与改定に準じて、職員給与の改定のため、条文の規定を改めたものでございます。

初めに、第 1 条で、今回の勧告で示されました勤勉手当 0.1 カ月分の増加分を平成 30 年において、12 月期の勤勉手当で引き上げるため、例規集の 401 頁の 2 に記載の第 23 条第 2 項第 1 項中、「100 分の 95」を「100 分の 105」に、「100 分の 115」を「100 分の 125」に、「100 分の 125」を「100 分の 135」に改め、同項第 2 号中の再任用職員の勤勉手当についても 0.05 月引き上げ、「100 分の 45」を「100 分の 50」に、「100 分の 55」を「100 分の 60」に改めました。

次に第 2 条につきましては、平成 31 年以降、6 月期及び 12 月期に支給する期末手当について均等の月数分を支給することとするため、例規集 401 頁に記載の、第 22

条第2項中の支給割合「100分の122.5」を「100分の130」に、「100分の102.5」を「100分の110」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、再任用職員の期末手当につきましても第3項において「100分の130」とあるのを「100分の72.5」に、「100分の110」とあるのを「100分の62.5」に、「100分の100」とあるのを「100分の62.5」に改めたものでございます。

また、勤勉手当0.1カ月分の増加分を平成31年は6月期と12月期に0.5カ月ずつ配分するため、先ほど御説明いたしました改正後の第23条第2項第1項中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に、「100分の135」を「100分の130」に改め、再任用職員の引き上げ分の勤勉手当0.05月分についても同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改めたものでございます。

さらに「一般職」及び「業務職」の初任給を「1,000円」引き上げることから、別表第1及び別表第1の2、それぞれ給料表の一部を改めたものでございます。

次に附則でございますが、第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行するものでございます。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

これより専決第1号、専決処分した西秋川衛生組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の報告及び承認についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◇

○議長（田中千代子議員） 日程第5、議案第1号、平成30年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件及び日程第6、議案第2号、平成30年度西秋川衛生組合会計補正予算（第2号）の2件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま一括上程されました議案第 1 号及び議案第 2 号について御説明申し上げます。

議案第 1 号につきましては、平成 30 年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金 2,995 万 2,000 円を減額いたしまして、変更後の負担金総額を 10 億 5,019 万 8,000 円とするものでございます。

次に議案第 2 号は、歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の補正額はそれぞれ 2,995 万 2,000 円を減額し、補正後の予算総額を 15 億 1,506 万 1,000 円とするものでございます。

各議案の内容につきましては詳細を事務局長から説明させますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず議案第 1 号、平成 30 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についてです。

議案書の表中、変更前の負担金の合計は 10 億 8,015 万円で、2,995 万 2,000 円を減額し、変更後の負担金の合計を 10 億 5,019 万 8,000 円とするものでございます。

また、構成市町村別の変更額は、あきる野市が 1,933 万円、日の出町が 363 万 1,000 円、檜原村が 175 万 6,000 円、奥多摩町が 523 万 5,000 円をそれぞれ減額するものでございます。

この要因につきましては、議案第 2 号で御説明させていただきますが、契約額の確定に伴う契約差金及び執行見込額を確定したことによるものでございます。

恐れ入りますが議案書の次の頁の別紙をごらんいただきたいと思います。

ごみ処理に係る負担金の変更後のそれぞれの構成市町村の負担金の額及び負担割合等につきましては表記載のとおりでございます。

次の頁には、負担金算出基礎が異なりますし尿処理に係ります市町村別の負担金の変更の表を添付しております。

なお、別紙の裏面には、ごみ処理及びし尿処理の負担金算出のための基礎数値及び計算式をそれぞれ記載させていただいております。

次に、議案第 2 号、平成 30 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）について御説明させていただきます。

歳入について御説明いたします。

補正予算説明書 8 頁、9 頁をお開きください。

（款）01 負担金でございますが、議案第 1 号で御説明したとおり、構成市町村の負担金を 2,995 万 2,000 円減額するものでございます。

次に 10 頁、11 頁をお開きください。

歳出について御説明いたします。

まず、（款）02 総務費、（目）01 組合事務所費 782 万 6,000 円を減額いたします。内訳につきましては説明欄 01 総務事務経費の 1105 印刷製本費、02 企画計画経費及び 04 職員安全衛生管理経費の業務委託料そして、40 一般職人事管理経費の 0202 給料、0301 職員手当、0401 共済組合負担金の減額は、それぞれ執行見込み額を確定したことによるものでございます。

次に、（款）03 廃棄物処理費、（目）01 ごみ処理施設管理費を 510 万 8,000 円減額いたします。内訳につきましては説明欄の 01 ごみ処理管理経費の 1387 ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料の減額は契約差金によるもので、四半期ごとに支払われます 1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料は、1 月から 3 月までのごみ処理量を推移いたしまして執行見込額を算出し減額いたしました。

次に、（目）02 最終処分場施設管理費を 245 万 5,000 円減額いたします。内訳につきましては説明欄の 03 施設維持管理経費の説明欄記載の業務委託料及び 1817 再生事業用重機購入費は契約額の確定に伴う差金が生じたことにより、それぞれを減額したところでございます。

次に、（目）04 し尿処理施設整備費を 1,350 万 8,000 円減額いたします。内訳は説明欄 02 公害防止対策経費の 1301 環境調査業務委託料、03 施設維持管理経費のうち、1106 光熱水費、1107 修繕料、1316 各槽内沈砂等清掃・運搬業務委託料及び 1331 し尿処理施設運転管理業務委託料は、旧し尿処理施設から汚泥再生処理センターへ処理が移行したことに伴い執行額が確定できたため、それぞれを減額いたしました。

次に（款）04 公債費、（目）02 利子 105 万 5,000 円の減額でございますが、借入利率の確定に伴いまして、説明欄 2302 償還利子を減額するものでございます。

以上、議案第 1 号及び議案第 2 号の説明を終わります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

○議長（田中千代子議員） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中千代子議員） 質疑なしと認めます。

本案 2 件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第 1 号、平成 30 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金の変更についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 続いて、議案第 2 号、平成 30 年度西秋川衛生組合会計補正予算（第 2 号）の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（田中千代子議員） 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員） 日程第 7、議案第 3 号、平成 31 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件及び日程第 8、議案第 4 号、平成 31 年度西秋川衛生組合会計予算の 2 件を一括議題といたします。

これより提出者から提案理由の説明を求めます。管理者。

○管理者（澤井 敏和君） ただいま上程されました議案第 3 号及び議案第 4 号について、御説明申し上げます。

議案第 3 号につきましては、平成 31 年度の西秋川衛生組合構成市町村負担金を 12 億 4,781 万 6,000 円に定めるものでございます。

次に議案第 4 号は、平成 31 年度西秋川衛生組合会計予算でございます。歳入歳出予算の総額をそれぞれ 13 億 2,807 万 4,000 円とするものでございます。

内容につきましては事務局長より説明させますので、よろしく御審議のほどお願いをいたします。

○議長（田中千代子議員） 事務局長。

○事務局長（古山 尚志君） それでは御説明させていただきます。

まず、議案第 3 号、平成 31 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についてです。

負担金総額は表中合計欄のとおり、12 億 4,781 万 6,000 円でございます。構成市町村別の負担金につきましては、表のとおりとなっております。

次に構成市町村の負担金の算出基礎は、次の頁の議案第 3 号別紙をごらんいただきたいと思ひます。

まず、ごみ処理に係る負担金の算出基礎でございますが、負担割合は、平等割が 10%、人口割が 30%、利用割が 60%で決定しており、算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、ごみ処理に係ります負担金でございますが、11 億 1,477 万 3,000 円となっております。

では、次の頁をごらんいただきたいと思ひます。

し尿処理に係ります負担金の算出基礎が整理されております。負担割合でございますが、平等割 5%、利用割 95%で決定しており、これで算出いたしますと、表中合計欄の計のとおり、し尿処理に係る負担金は、1 億 3,304 万 3,000 円となっております。

なお、ただいまの頁の裏面にはそれぞれごみ処理及びし尿処理に係ります負担金の算出基礎及び計算式を記載しておりますので御参考にしていただければと思ひております。

次に、議案第 4 号の説明でございますが、恐れ入りますが別冊の平成 31 年度西秋川衛生組合会計予算書をごらんいただければと思ひます。

まず、予算編成に当たりましては、前年度に引き続きまして各業務の見直し、削減など、事業全体について精査し、安全かつ安定したごみ処理及びし尿処理業務を行うための必要最小限の経費を計上させていただいております。

それでは御説明いたします。初めに 1 頁をごらんいただければと思ひます。

予算総額は第 1 条のとおり、歳入、歳出それぞれ 13 億 2,807 万 4,000 円となって

おります。

次に予算書 2 頁、3 頁をごらんいただきたいと思います。この表でございますが、歳入、歳出の（款）、（項）の総括表でございます。

次に予算書 4 頁をごらんください。第 2 表は債務負担行為に関する事項でございます。パソコン借上料は財務会計用パソコン 1 台分の借上料で、複合機借り上げは新し尿処理施設に設置いたしましたコピー、プリンター、ファックス等の機能がある機器の借上料でございます。

次に歳入について御説明いたします。8 頁、9 頁をお開きいただきたいと思います。

（款）01 負担金でございますが、議案第 3 号で御説明したとおり、本年度は 12 億 4,781 万 6,000 円を予定しており、（節）の項目は負担金算出基礎額となるごみ処理及びし尿処理に係る負担金として区分しております。

次に（款）02 使用料及び手数料、（目）01 廃棄物処理手数料 1,200 万円は、説明欄 01 廃棄物処理手数料収入で、個人及び許可業者がごみを直接搬入した場合の処理手数料を昨年の搬入実績を踏まえ計上させていただきました。

次に、（款）03 財産収入、（目）01 財産貸付収入 16 万円は、土地貸付収入で、説明欄 01 土地貸付収入は、あきる野市高尾地区にございます組合所有地の一部を近隣福祉施設の駐車場用地として貸し付けている収入及び電柱用地の貸付収入でございます。

次に、（款）04 繰越金、（目）01 繰越金 600 万円は、説明欄 01 ごみ処理経費及びし尿処理経費の前年度繰越金を計上しております。

次に、（款）05 諸収入、（目）01 雑入の 6,209 万 8,000 円の主なものでございますが、説明欄の 11 の有価物売却代で、資源物、ペットボトル及び小型家電の売却代でございます。

次の繰入金のうち施設整備基金繰入金及び組合債は、汚泥再生処理センター整備事業の完了に伴いまして廃止いたします。

では次に歳出について御説明させていただきます。

10 頁、11 頁をお開きください。

まず、（款）01 議会費、（目）01 組合議会費 88 万 6,000 円でございますが、これは議会運営のための経費で、議員報酬が主なものでございます。

次に、(款) 02 総務費、(目) 01 組合事務所費 1 億 3,798 万 3,000 円は、総務事務経費、施設の管理経費、職員等の人事管理経費などがございます。

では主なものについて説明欄により御説明させていただきます。

まず、説明欄 01 総務事務経費でございますが、主に事務的経費について計上しております。

11 頁中段の 1345 地方公会計財務書類作成支援業務委託料 214 万 5,000 円は平成 30 年度決算の複式簿記による財務書類作成に係る支援を受けるための経費でございます。

次の 02 企画計画経費のうち、1325 地球温暖化対策実行計画策定支援業務委託料 307 万 8,000 円は、地球温暖化対策の推進に係る法律に基づき、事務・事業に関する温室効果ガス排出量の削減計画書を策定するに当たりまして、専門的知識を有する事業者支援を受けるため経費を新規計上させていただいております。

1 頁をめくっていただきまして、次に 03 施設管理経費のうち、1389 緑地管理業務委託料 585 万 6,000 円は、ごみ処理施設整備事業に伴いまして、周辺緑地を整備した箇所保全、及び組合敷地内の緑地を管理するために必要な経費でございます。

次に 35 非常勤嘱託員管理経費 409 万円は、嘱託員の人件費でございます。

次に 40 一般職人事管理経費 8,887 万 1,000 円でございますが、一般職職員 9 人の給料、職員手当、各種負担金等を計上しております。

次の 41 再任用職員管理経費 597 万 5,000 円は、再任用職員の人件費でございます。

次の 45 地元対策経費 168 万 8,000 円のうち、説明欄 1907 自治会運営費交付金は、ごみ処理施設及び最終処分場に係る地元自治会との協定により交付しているものがございます。

1 頁をめくっていただきまして、次の 55 財産処分経費 1,613 万 2,000 円でございますが、旧し尿処施設跡地の財産処分に備えまして、事前に土地の情報を得るため、不動産鑑定手数料、用地測量業務委託料、土壌汚染調査業務委託料を新規計上させていただいております。

次に(款) 03 廃棄物処理費でございますが、まず(目) 01 ごみ処理施設管理費 6 億 5,412 万円は、高尾清掃センター内にごございますごみ処理施設の管理運営をするための経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 ごみ処理管理経費は 6 億 5,159 万 8,000 円でございます。

主なものについて御説明させていただきます。

1107 修繕料は、作業用重機の特定自主点検や整備に要する経費でございます。

1304 資源化処理業務委託料は、缶、ビン、紙、布類など、資源化処理をするための業務を委託する経費でございます。

1309 有価物回収業務委託料は、回収した資源物等を売却に要する業務委託料でございます。

1312 有害ごみ処分業務委託料は、廃乾電池、廃蛍光管など、専門業者に処分を委託する経費でございます。

次の、1387 ごみ処理施設運営モニタリング支援業務委託料は、平成 31 年度で 6 年目を迎えますごみ処理施設運営・維持管理業務委託事業者の運営状況等のモニタリングを行うため、コンサルに支援を受けるための経費を計上させていただいております。

次に、1392 ごみ処理施設運営・維持管理業務委託料 5 億 5,276 万 6,000 円は、ごみ処理施設運営事業者に支払う平成 31 年度分の委託料となります。委託料につきましては、固定料金と変動料金で構成されており、変動料金は年間のごみ処理量や売電収入などにより変動することとなっております。

次に、02 公害防止対策経費 224 万 9,000 円の内訳でございますが、熱回収施設に係る組合所掌分の環境関連調査分析を行うための 1301 環境調査業務委託料及び公害健康被害の補償等に関する法律に基づき納付する 2702 汚染負荷量賦課金でございます。

次に、03 施設維持管理経費 27 万 3,000 円は、組合の直営業務でございますリサイクル施設の維持管理経費を計上させていただいております。

次に、(目) 02 最終処分場施設管理費 8,878 万円は、最終処分場を管理するための経費でございます。

では説明欄をごらんください。

01 最終処分処理経費は 4,482 万円でございますが、主なものは、1103 燃料費は、埋め立て作業、掘り起こし作業に使用する運搬車、作業用重機の燃料費でございま

す。

1107 修繕料は、作業用重機の法定点検や自主点検の経費でございます。

1385 第 2 御前石最終処分場再生事業運営業務委託料は、埋め立て、掘り起こし、選別及び運搬業務を行うための経費でございます。

1 頁をめくっていただきまして、次の 02 公害防止対策経費 1,709 万 8,000 円は、1301 環境調査業務委託料の経費で、最終処分場から発生するガス、浸出水処理施設からの処理水及び周縁地下水の水質、掘り起こしに伴いますばいじん、振動、悪臭などの環境調査に係ります経費を計上しております。

次の 03 施設維持管理経費 2,686 万 2,000 円でございますが、説明欄、1107 修繕料は、老朽化したしました水処理施設内を修繕計画に基づきまして実施するための経費を計上しております。

説明欄中段の 1307 第 2 最終処分場環境影響評価事後調査業務委託料でございますが、第 2 最終処分場建設に伴いまして東京都条例による環境アセスメントの事後調査業務でございます。

調査期間につきましては埋立て完了から 5 年先まで毎年調査を行い、結果を東京都へ報告することとなっております。

次の 1319 処分場内緑地管理業務委託料は、ただいまの環境アセスメントに基づき植栽した立木等の管理経費でございます。

1333 浸出水処理管理業務委託料は、水処理施設の点検業務を年 4 回行うための経費でございます。

1341 遮水シート漏水検知修復システム点検整備業務委託料は、遮水シートの漏水検知システムの点検・整備を年 2 回行うための経費でございます。

1344 遠心脱水機整備業務委託料は、法に基づき、点検整備を行うものでございます。

次に（目）03 し尿処理施設管理費 1 億 731 万 6,000 円は、前年度完成いたしました汚泥再生処理センター係ります管理経費でございます。本施設に係る経費は既に御説明しておりますが、平成 30 年 10 月の供用開始に合わせまして、運転・維持管理業務委託を約 5 年間の包括委託契約を行っております。このことを踏まえまして予算計上をしております。

では説明欄をごらんください。

01 し尿処理管理経費は 393 万 4,000 円でございます。

内訳は、説明欄下段の 1365 処分業務委託料でございますが、旧施設で使用していましたが廃コンデンサー 2 台を保管し、法に基づき専門業者に処理をお願いする委託料でございます。

次に 02 公害防止対策経費 261 万 2,000 円でございますが、汚泥再生処理センターに係る臭気・水質及び熱回収施設で有効活用する助燃材の分析調査業務委託料でございます。

1 頁をめくっていただき、19 頁説明欄をごらんください。

次に 03 施設維持管理経費 9,013 万 1,000 円は、汚泥再生処理センターの維持管理に係る経費でございます。

まず 1106 光熱水費は、施設内で使用する電気及び水道料金でございます。

次に先ほど御説明いたしました運転・維持管理業務を一括して委託した経費である 1395 汚泥再生処理センター運転・維持管理包括業務委託料として 7,431 万 3,000 円計上いたしました。

なお、この委託料につきましては、ごみ処理施設同様、固定料金と変動料金で形成しており、変動料金につきましては汚泥の運搬回数や薬剤の購入代等推移して算出しております。

次に、40 一般職人事管理経費 958 万 9,000 円でございますが、し尿処理に係る業務に従事している職員の人件費を計上しております。

次の、45 地元対策経費、し尿処理に係る地元町内会との協定及び覚書により、説明欄 1923 町内会運営費交付金として交付するものでございます。

次に、し尿処理施設整備費につきましては、汚泥再生処理センター整備事業の完了に伴いまして廃目いたします。

次に、(款) 04 公債費でございます。

まず、(目) 01 元金の説明欄、01 借入金元金償還経費 3 億 1,168 万 9,000 円でございますが、最終処分場の第 3 期遮水シート工事及びごみ処理施設整備事業に係ります財政融資資金及び東京都区市町村振興基金の借り入れに伴う元金償還並びに平成 30 年度に旧し尿処理施設の解体工事に係る東京都区市町村振興協会資金の

借り入れに伴う元金償還経費を計上しております。

次の、(目) 02 利子の説明欄、01 借入金利子償還経費 2,230 万円は借り入れた額に対する利子償還経費でございます。

最後に(款) 05 予備費は、ごみ処理施設とし尿処理施設の緊急時に備えまして、前年度と同様の 500 万円計上させていただいております。

なお、20 頁から 27 頁につきましては給与明細書、28 頁、29 頁は債務負担行為に関する調書、30 頁、31 頁は地方債に関する調書となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(田中千代子議員) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 質疑なしと認めます。

討論はございますか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中千代子議員) 討論なしと認めます。

本案 2 件を一括議題といたしましたが、採決については個別に行います。

これより議案第 3 号、平成 31 年度西秋川衛生組合構成市町村負担金についての件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中千代子議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

○議長(田中千代子議員) 続いて議案第 4 号、平成 31 年度西秋川衛生組合会計予算の件を挙手により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(田中千代子議員) 挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

————— ◇ —————

○議長（田中千代子議員）以上をもちまして平成 31 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これにて平成 31 年第 1 回西秋川衛生組合議会定例会を閉会いたします。

なお、引き続き全員協議会を開催いたしますのでよろしくお願いいたします。

午前 10 時 10 分 閉議・閉会

————— ◇ —————

地方自治法第 124 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

西秋川衛生組合議会議長 田 中 千代子

西秋川衛生組合議会副議長 宮 野 亨

西秋川衛生組合議会議員 清 水 明